

## 収支報告書等の写しの交付請求について

- この御案内は、政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、京都府選挙管理委員会が受理した収支報告書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」といいます。）の写しの交付を請求するためのものです。
- 収支報告書等の添付書類（領収書、振込明細書など）の写しについては、この方法では請求できませんので、京都府情報公開条例の請求書により請求してください。

### 1 請求書は、記入例を参考に御記入ください。

**政治団体の名称がわからない場合**は、収支報告書等の閲覧（平日8:30～17:15／京都府選挙管理委員会事務局内）又は収支報告書の要旨を公表した京都府公報により御確認ください。

**収支報告書等の枚数がわからない場合**は、「政治団体の名称」及び「何年分」の収支報告書等の写しを請求するのかわかるようにして、事前に問い合わせください。（大量に請求される場合は、枚数の確認にお時間をいただくことがあります。）

なお、**電話番号**は、申請書に不備がある場合等の問い合わせ時に必要ですので、御記入くださいますようお願いいたします。

### 2 手数料として所定の額の京都府収入証紙を購入し、「収入証紙はり付け欄」に収入証紙をはり付けて(割印もお願いします。)ください。

**手数料 = 請求枚数 × 10円(1枚当たり10円)**

※例えば、100枚請求するときは、1,000円分の京都府収入証紙をはり付けてください。

なお、京都府収入証紙は、京都府庁福利厚生センター1階京都府庁生協、各広域振興局、最寄りの警察署（交番を除く）等でお求めください。

※**郵送による収入証紙の販売**は、京都府庁生協（電話075-414-0751）にお問い合わせください。

※**収入印紙**（国が発行するもの）**ではありません**ので、くれぐれも御注意ください。

### 3 写しの郵送を希望するときは。

写しの郵送を希望するときは、手数料以外に**送料分の切手を同封し、請求書の欄外の「切手送付連絡欄」に同封した切手の合計額を御記入ください。**

送料は請求枚数や送付先によって金額が変わります(枚数の少ない場合は普通郵便で、多い場合はゆうパックで送付します。)ので、**写しの枚数の確認時に送料も問い合わせてください。**（窓口に取りに来られる場合又はゆうパックでの着払いの場合は送料分の切手は不要です。）

### 4 請求先・問い合わせ先は。

以上の準備ができましたら、**①収入証紙をはった申請書、②切手(窓口に取りに来られる場合と着払い希望の場合を除く。)**を次の宛先まで送付してください。大量に請求される場合や不備がある場合等を除き、請求書到着後、2週間以内に発送します。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府選挙管理委員会事務局（京都府庁1号館2階 自治振興課内）  
電話075-414-4456 ファクシミリ075-451-5452